

市長一日ふれあい相談員活動について

1. ふれあい相談員事業とは

在宅のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、原則として1週につき1回以上の家庭訪問をすることで安否の確認を行うとともに、話し相手又は相談相手となることにより高齢者の福祉の増進を図るため、平成4年から栃木地域において栃木市ふれあい相談員事業を開始した。

その後、合併後の各地域においても順次事業を行い、現在の相談員は市内に住所を有する30歳以上の方で833名を委嘱しており、内394名の民生委員がふれあい相談員を兼ねている。70歳以上のひとり暮らし3,549世帯、高齢者のみ3,069世帯、合計6,618世帯を833人のふれあい相談員で訪問している。

2. 目的

本年は、ふれあい相談員の中核をなす民生委員が制度創設100年を迎え、このふれあい相談員事業も25年、四半世紀を迎える。時あたかも、地域包括ケアシステムを構築する必要性が高まっていることも踏まえ、先進的な支えあい活動であるふれあい相談員活動を市長が体験することにより、地域包括ケアシステム推進の先頭に立つ市長自らが、その意義を広く伝えることを目的とする。

3. 市長一日ふれあい相談員活動

日時 平成29年10月25日（水）13時30分から1時間程度
内容 一人暮らし、高齢者のみの世帯を市長が訪問します。

4. その他

ふれあい相談員委嘱状交付式及び研修会を開催

開催日時 平成29年11月21日（火） 14時～

場所 栃木文化会館大ホール

内容 ・ふれあい相談員委嘱状交付式
・ふれあい相談員研修会（講師：栃木市消費生活相談員）

【問合せ】 保健福祉部 地域包括ケア推進課
担当 熊谷 電話：0282(21)2242